

令和4年8月3日からの大雨による災害に対する手形交換に関する特別措置について

特別措置を実施する手形交換所

都道府県	手形交換所	災害救助法が適用された地域	実施期間
山形県	山形手形交換所	米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、西村山郡大江町、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町	8月3日から当分の間
新潟県	新潟手形交換所	村上市、胎内市、岩船郡関川村	8月3日から当分の間

以 上